

改正後

改正前

（検査の請求又は決議若しくは選挙若しくは当選の取消の請求）

第三十二条 組合員又は会員は、法第九十四条第一項の規定による検査の請求又は法第九十六条（法第四十八条第七項において準用する場合を含む。）の規定による決議若しくは選挙若しくは当選の取消の請求をしようとするときは、請求書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一・二 略

三 請求に同意した組合員又は会員の住所及び氏名を記載した書面

（検査の請求又は決議若しくは選挙若しくは当選の取消の請求）

第三十二条 組合員又は会員は、法第九十四条第一項の規定による検査の請求又は法第九十六条（法第四十八条第七項において準用する場合を含む。）の規定による決議若しくは選挙若しくは当選の取消の請求をしようとするときは、請求書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一・二 略

三 請求に同意した組合員又は会員の住所及び氏名を記載し、かつ、組合員又は会員が押印した書面